## 子ども家庭総合支援拠点の設置について

子育て支援課

#### 1 趣旨

増加する児童虐待の対応や要支援・要保護児童等への支援強化を図ることを目的に、専任の有資格者を配置した「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月に設置するものです。 (設置根拠:児童福祉法第10条の2)

#### 2 宮代町の児童虐待の現状

	宮代町		越谷児相
	通告	相談	通告
H30年度	21	19	49
R1年度	24	40	72
R2年度	28	56	81 <
R3年度 (12月末)	30	50	(未集計)

【内訳】

- ·心理的虐待 62%
- ·身体的虐待 22%
- ・ネグレクト 15%
- ·性的虐待 1%

#### 3 支援拠点の役割(業務内容)

⇒支援が必要な家庭の早期発見・虐待の未然防止から再発防止までに対応する、地域に根差した包括的かつ継続的な支援を実施

#### 【国要綱】

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
  - ⇒実状把握、情報提供、相談対応、包括的支援のための総合調整
- ②要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
  - ⇒通告受付受理、調査、アセスメント、支援計画作成、支援・指導実施
- ③関係機関との連絡調整
  - ⇒児童相談所、子育て世代包括支援センター等との連携、適切な役割分担
- ④その他の必要な支援
  - ⇒児童相談所による措置解除後の継続的支援等

#### 具体的な取組み~新規又は拡充するもの(例)~

- ・保育園、学校等への訪問(情報収集、保護者への虐待防止の周知)
- ・継続的な支援が必要な家庭等の定期訪問や面談の充実(回数等を増やす)
- ・子どもの見守り強化事業(弁当配布・生活支援)の実施 ※R3 年度から
- ・ヤングケアラーへの対応(調査、支援等)
- ・要保護児童地域対策協議会、子育て世代包括支援センター、児童相談所等の関係機関との連携強化(会議回数を増やす等)

### 4 実施体制

国要綱の設置基準に基づき、子育て支援課内に新たな担当を設置予定…常勤職員 2 名、会計年度任用職員 1 名

<sup>※</sup>宮代町要保護児童地域対策協議会において取り扱っている世帯(R3.9):23世帯(52名)



~身近な場所で、包括的、継続的な支援々

情報共有

連携協力

一体的支援

### 子育て世代包括支援センター

(健康介護課)

- 口赤ちゃん訪問、産後ケア事業
- 口乳幼児健診

(4か月、10か月、1歳6か月、3歳)

健康介護課(健康増進室)

福祉課

総務課(人権推進室)

教育委員会

小中学校

町立保育園

- □予防接種
- □健康・栄養等の各種相談支援
- 口不妊治療費等の助成

#### 子ども家庭総合支援拠点 (子育て支援課)

すべての子ども (特に要保護児童等) とその家庭

口子ども家庭支援全般

(実状把握、情報提供、相談対応、

包括的支援、関係機関の総合調整)

口要保護児童等への支援

(通告受付受理、調査、支援、指導等)

口その他の必要な支援

(予防的支援、児童相談所による措

母子ケース会議 置解除後の継続的支援等)

口関係機関との連絡調整

(連携による支援)

要保護児童対策地域協議会

子育て支援課(事務局)

□児童虐待の防止等に関する関係機関の連携・調整

代表者会議

実務者会議

ケース会議

援助

## 🥰 埼 玉 県

~高度、専門的、緊急的な支援、措置~

越谷児童相談所

口相談、養育環境等の調査、専門診断等 送致

(児童や家族への援助方針の決定)

□一時保護、措置

(在宅指導、施設入所、里親委託等)

□関係機関との連絡調整

□町への援助

(連絡調整、情報提供等)

越谷児童相談所

東部中央福祉事務所

幸手保健所

杉戸警察署

民生委員・児童委員 主任児童委員 人権擁護委員

**社会福祉協議会** 

民間社会福祉関係者(幼稚園、保育園等)

# 子どもに及ぼす危害(リスク)の程度

低

